

矢吹町職員の懲戒処分等について

矢吹町職員の懲戒処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

【懲戒処分事案①】

1 被処分者

まちづくり推進課所属 一般行政職（主査職）の男性職員（50代男性）

2 処分内容

減給 10分の1 一カ月

3 管理監督責任

管理職（50代男性） 厳重注意

監督職（50代男性） 厳重注意

4 処分年月日

令和7年10月20日

5 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号（地方公務員法、服務について定めた町の条例、規則その他の規定に違反した場合）の規定に基づくもの。

6 事案の概要

被処分者は、本町が行う環境衛生に関する2つの助成事業において、町民及び各種団体から申請のあったもののうち、令和7年4月以降の25件の事務処理を遅延し、公務の信用を傷つけた。

【次頁有り】

【懲戒処分事案②】

1 被処分者

保健福祉課所属 一般行政職（監督職・係長）の男性職員（40代男性）

2 処分内容

戒 告

3 管理監督責任

管理職（50代男性） 厳重注意

管理職（50代男性） 厳重注意

管理職（50代男性） 口頭注意

4 処分年月日

令和7年10月20日

5 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号（地方公務員法、服務について定めた町の条例、規則その他の規定に違反した場合）の規定に基づくもの。

6 事案の概要

被処分者は、町が業務委託する7つの事業において、令和4年度及び令和5年度の実績報告及び精算に関する事務を未決裁のまま処理を進めたことで、役場内における公務の運営に支障を与えた。

【お問い合わせ先】

矢吹町役場 総務課 総務係

電話 0248-42-2117